

オープンソースの「今」を伝える

Open Source Conference 2022 Online Kyoto

2022年7月29日(金)-30日(土) 10:00~18:00

オンライン会場 (Zoom & YouTube Live)

オープンソースのライセンス入門 ～一問一答と「オープンソースの教科書」から

2022年7月29日

NEC OSS推進センター・姉崎章博



**OSS License
Checked!**

Q1. オープンソースにライセンスなど無ければ、
制約が無くなり真の自由になる（？）

A1. オープンソースのプログラムは通常、
ライセンスが無ければ、**再頒布ができません。**

ライセンスを制約と捉えるのは間違いです

Q2. 元々、無料で公開されているプログラムは、
再頒布どころか、何をしても自由でしょ（？）

A2. 無料であろうが、プログラムは通常、
ほぼ世界中で**著作物として保護されています。**

無断で再頒布などすれば、著作権侵害です

Q3. オープンソースと呼ばれるプログラムは、
自由が保証されているのでは？

A3. プログラムをどこかに登録して、
オープンソースになるわけではありません。

自由を保証する組織があるわけではありません

Q4. いや、OSI (Open Source Initiative) は？

A4. 「オープンソースの定義」を定めた組織です

OSD (Open Source Definition)

その定義に合うプログラムを「オープンソース
(ソフトウェア)」(OSS)と呼ぶよう定義しました。

OSIが一元管理しているわけではありません

Introduction

Open source doesn't just mean access to the source code. The distribution terms of open-source software must comply with the following criteria:

1. Free Redistribution

The license shall not restrict any party from selling or giving away the software as a component of an aggregate software distribution containing programs from several different sources. The license shall not require a royalty or other fee for such sale.

2. Source Code

The program must include source code, and must allow distribution in source code as well as compiled form. Where some form of a product is not distributed with source code, there must be a well-publicized means of obtaining the source code for no more than a reasonable reproduction cost, preferably downloading via the Internet without charge. The source code must be the preferred form in which a programmer would modify the program. Deliberately obfuscated source code is not allowed. Intermediate forms such as the output of a preprocessor or translator are not allowed.

3. Derived Works

The license must allow modifications and derived works, and must allow them to be distributed under the same terms as the license of the original software.

4. Integrity of The Author's Source Code

The license may restrict source-code from being distributed in modified form *only* if the license allows the distribution of "patch files" with the source code for the purpose of modifying the program at build time. The license must explicitly permit distribution of software built from modified source code. The license may require derived works to carry a different name or version number from the original software.

5. No Discrimination Against Persons or Groups

The license must not discriminate against any person or group of persons.

6. No Discrimination Against Fields of Endeavor

The license must not restrict anyone from making use of the program in a specific field of endeavor. For example, it may not restrict the program from being used in a business, or from being used for genetic research.

7. Distribution of License

The rights attached to the program must apply to all to whom the program is redistributed without the need for execution of an additional license by those parties.

8. License Must Not Be Specific to a Product

The rights attached to the program must not depend on the program's being part of a particular software distribution. If the program is extracted from that distribution and used or distributed within the terms of the program's license, all parties to whom the program is redistributed should have the same rights as those that are granted in conjunction with the original software distribution.

9. License Must Not Restrict Other Software

The license must not place restrictions on other software that is distributed along with the licensed software. For example, the license must not insist that all other programs distributed on the same medium must be open-source software.

10. License Must Be Technology-Neutral

No provision of the license may be predicated on any individual technology or style of interface.

The Open Source Definition was originally derived from the [Debian Free Software Guidelines](#) (DFSG).

Version 1.9, last modified, 2007-03-22



オープンソースの定義 (v1.9) 注釈無

八田真行訳, 2004年2月21日

バージョン 1.9

はじめに

「オープンソース」とは、単にソースコードが入手できるということだけを意味するものではありません。「オープンソース」であるプログラムの頒布条件は、以下の基準を満たしていなければなりません。

1. 再頒布の自由

「オープンソース」であるライセンス(以下「ライセンス」と略)は、出自の様々なプログラムを集めたソフトウェア頒布物(ディストリビューション)の一部として、ソフトウェアを販売あるいは無料で頒布することを制限してはなりません。ライセンスは、このような販売に関して印税その他の報酬を要求してはなりません。

2. ソースコード

「オープンソース」であるプログラムはソースコードを含んでいなければならない、コンパイル済形式と同様にソースコードでの頒布も許可されていなければならない。何らかの事情でソースコードと共に頒布しない場合には、ソースコードを複製に要するコストとして妥当な額程度の費用で入手できる方法を用意し、それをはっきりと公表しなければなりません。方法として好ましいのはインターネットを通じての無料ダウンロードです。ソースコードは、プログラマがプログラムを変更しやすい形態でなければなりません。意図的にソースコードを分かりにくくすることは許されませんし、プリプロセッサや変換プログラムの出力のような中間形式は認められません。

3. 派生ソフトウェア

ライセンスは、ソフトウェアの変更と派生ソフトウェアの作成、並びに派生ソフトウェアを元のソフトウェアと同じライセンスの下で頒布することを許可しなければなりません。

4. 作者のソースコードの完全性(integrity)

バイナリ構築の際にプログラムを変更するため、ソースコードと一緒に「パッチファイル」を頒布することを認める場合に限り、ライセンスによって変更されたソースコードの頒布を制限することができます。ライセンスは、変更されたソースコードから構築されたソフトウェアの頒布を明確に許可していなければならないが、派生ソフトウェアに元のソフトウェアとは異なる名前やバージョン番号をつけるよう義務付けるのは構いません。

5. 個人やグループに対する差別の禁止

ライセンスは特定の個人やグループを差別してはなりません。

6. 利用する分野(fields of endeavor)に対する差別の禁止

Q5. オープンソースのようなプログラムは
OSIが生み出したのでは？

A5. いえ。OSDは、Debian GNU/Linux等を含める
「フリーソフトウェア」のガイドラインが元。

The Open Source Definition was originally derived from
the Debian Free Software Guidelines (DFSG).

既存の「自由(な)ソフトウェア」の言い替えです

Q6. オープンソースのライセンスは、ソース開示
が必要な**GNU GPL**とか以外は気にしない(?)

A6. ソース開示条件が無い**BSD**ライセンス等でも
条件を満たさずに再頒布すると著作権侵害です
①著作権表示 ②ライセンス文本体 ③免責条項(通常、本体に含む)等

ソース開示だけがライセンス条件ではありません

Q7. ソース開示? ソース公開ではないの?

A7. Linuxで使われているGNU GPLv2第3条

…第1条および2条の条件に従い、…オブジェクトコードないし実行形式で…頒布することができる。ただし…どれか一つを実施しなければならない:

a) 著作物に…ソースコードを添付する。…
あるいは、

b) 著作物に…ソースコードを…提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。

…

「Webにソース公開」という記述はありません

※上記a)あるいはb)の条件を「ソース開示」と私は称しています。

Q8. GPLv2「第1条および2条の条件に従い」？

A8. GPLv2第1条

それぞれの複製物において適切な**著作権表示**と①

③**保証の否認声明**を目立つよう適切に掲載し…そして

②**この許諾書**の複製物を…共に頒布する限り、
…複製または頒布することができる。…

(二条項)**BSDライセンスの条件を包含しています。**

GPLはソース開示だけが条件ではありません

Q9. GPLv3第6条の「インストール用情報」は、
インストールに必要な情報**すべて**なのだから
ハードウェア情報も開示が必要(?)

A9. GPLは著作権を元にしていますから、
集積物の他の著作物は対象にならない(第5条)
ましてや、ハードウェアが対象になるはずが無い

The GPL is a License, Not a Contract, Which is Why the Sky Isn't Falling

<http://www.groklaw.net/article.php?story=20031214210634851>

GPLを誤解することは犯罪ではなく、確かに珍しいことではありませんが、
一部の弁護士を含め、多くの人が**GPLを理解しておらず**、
GPLが安全に使用または機能するかどうかについて
不必要な恐れを引き起こしています

Q10. GPLのGCCの出力オブジェクトコードや MPLのJHelioviewerの出力動画とかは GPL/MPLの二次的著作物(?)

A10. プログラムが扱うデータは、
それが著作物であっても、**別の著作物**です。
プログラムのGPL/MPLの対象になりません。

フリーソフトウェアのリーダーは団結する 著者 Bruce Perens 日本語訳 yomoyomo, 八木都志郎
<https://www.yamdas.org/column/technique/standj.html>
けれども、GPL が法的に適用を求められるのは、
GPL の下にあるコードと結合するプログラムだけであって、
同じシステムの別のプログラムには適用されないし、
プログラムが操作するデータファイルにも適用されない。

『オープンソースの教科書』 C&R研究所刊

◆ 著者：宮原 徹／姉崎 章博／監修：OSPN

- 第1章 オープンソースソフトウェアとは何か
- 第2章 オープンソースを使ってみる
- 第3章 オープンソースとコミュニティ
- 第4章 オープンソース開発に参加してみるには
- 第5章 オープンソースとビジネス
- 第6章 オープンソースの歴史
- 第7章 オープンソースとライセンス
- 第8章 さまざまなオープンソースの実例

◆ 「はじめに」での宮原さんの言葉

- 本書は完全な正確さを目指していません
- 初学者のために「まずはわかる」ということを重視して書きました



例えば、第7章で
「プログラム」と
すべきところを
「ソフトウェア」
にしているので
要注意



OSS License
Checked!

Orchestrating a brighter world

NEC

「第7章 オープンソースとライセンス」 章内目次

- ◆ライセンスの例
- ◆MITライセンス
- ◆二条項BSDライセンス
- ◆GNU General Public License (GNU GPL)
- ◆オープンソースの定義 (OSD)
- ◆なぜ、ライセンスが付いているのか？
- ◆著作権法のポイント
- ◆ライセンス視点でのオープンソースの使い方
- ◆ライセンス条件の満たし方例
- ◆実はダメな対応
- ◆著作物を意識した対応

ライセンスの例

オープンソースソフトウェア	<u>主な</u> ライセンス
Linuxカーネル	GNU GPLv2
FreeBSD	二条項BSDライセンス ^{*1}
PostgreSQL	MITライセンス ^{*1}
Samba	GNU GPLv3
Apache HTTP Server	Apache License 2.0

*1 これらは、ライセンスの正式名称ではありません。

それぞれ、**似たライセンスの総称**として使われています。

日本語参考訳について(1/3)

内容を理解するために、日本語参考訳を活用しましょう

OSG-JP : <https://opensource.jp/> > <https://licenses.opensource.jp/>

オープンソースライセンスの日本語参考訳
Open Source Group Japanでは、世界のオープンソースプロジェクトのより良い理解を促すために、はるかにライセンスを訳すことが重要だと考えています。しかしながら、Open Source Initiativeが提供したオープンソースライセンス日本語訳は、権利侵害と見なされる可能性があります。Open Source Group Japanでは、これらの権利侵害を防止するために、より良い理解を促すことを目指しています。

オープンソースライセンスの日本語参考訳 -77ライセンス

ライセンス名	短縮別子	原文	OSI 区分	ライセンス名	短縮別子	原文	OSI 区分	FSF 区分	ライセンス名	短縮別子	原文	OSI 区分	FSF 区分
0-clause BSD License	0BSD	原文		GNU General Public License version 2	GPL-2.0	原文	人気	自由	CLC Research Public License 2.0	OCLC-2.0	原文	再不	
1-clause BSD License	BSD-1-Clause	原文		GNU General Public License version 3	GPL-3.0	原文	人気	自由	Open Group Test Suite License	OGTSL	原文		
2-clause BSD License	BSD-2-Clause	原文	人気	GNU Lesser General Public License version 2.1	LGPL-2.1	原文	人気	自由	Open Software License 2.0	OSL-2.0	原文	置換	非両立
3-clause BSD License	BSD-3-Clause	原文	人気	GNU Lesser General Public License version 3	LGPL-3.0	原文	人気	自由	OpenLDAP Public License Version 2.8	OLDAP-2.8	原文	重複	
Academic Free License 2.0	AFL-2.0	原文	置換	Historical Permission Notice and Disclaimer	HPND	原文	重複	自由	PHP License 3.0	PHP-3.0	原文	置換	非両立
Apache Software License 1.1	Apache-1.1	原文	置換	IBM Public License 1.0	IPL-1.0	原文	再不	非両立	Python License	Python-2.0	原文	再不	自由
Apache License 2.0	Apache-2.0	原文	人気	Intel Open Source License	Intel	原文	廃止	自由	CNRI Python license	CNRI-Python	原文	再不	自由
Apple Public Source License	APSL-2.0	原文	再不	IPA Font License	IPA	原文	特定	非両立	Q Public License	QPL-1.0	原文		非両立
Artistic license 1.0	Artistic-1.0	原文	置換	ISC License	ISC	原文		自由	RealNetworks Public Source License V1.0	RPSL-1.0	原文	再不	非両立
Artistic License 2.0	Artistic-2.0	原文		Jabber Open Source License	jabberpl	原文	廃止	非両立	Reciprocal Public License, version 1.1	RPL-1.1	原文	置換	不自由
Attribution Assurance License	AAL	原文	重複	Lawrence Berkeley National Labs BSD Variant License	BSD-3-Clause-LBNL	原文	特定		Ricoh Source Code Public License	RSCPL	原文	再不	
Boost Software License	BSL-1.0	原文		Lucent Public License "Plan9", version 1.0	LPL-1.0	原文	置換		SIL Open Font License 1.1	OFL-1.1	原文	特定	非両立
BSD+Patent	BSD-2-Clause-Patent	原文	特定	Lucent Public License Version 1.02	LPL-1.02	原文	重複	非両立	Sleepycat License	Sleepycat	原文	再不	自由
Common Development and Distribution License 1.0	CDDL-1.0	原文	人気	MIT License	MIT	原文	人気	自由	Sun Industry Standards Source License	SISSL	原文	廃止	非両立
Common Public License 1.0	CPL-1.0	原文	置換	MIT No Attribution License	MIT-0	原文			Sun Public License 1.0	SPL-1.0	原文	再不	非両立
CUA Office Public License Version 1.0	CUA-OPL-1.0	原文	廃止	MITRE Collaborative Virtual Workspace License	CVW	原文	廃止		Sybase Open Watcom Public License 1.0	Watcom-1.0	原文	再不	不自由
Eclipse Public License 1.0	EPL-1.0	原文	置換	Motosoto License	Motosoto	原文	再不		University of Illinois/NCSA Open Source License	NCSA	原文	重複	自由
Eclipse Public License 2.0	EPL-2.0	原文	人気	Mozilla Public License 1.0	MPL-1.0	原文	置換	非両立	The Unlicense	Unlicense	原文		自由
eCos License version 2.0	eCos-2.0	原文	再不	Mozilla Public License 1.1	MPL-1.1	原文	置換	非両立	Vovida Software License v. 1.0	VSL-1.0	原文		
Educational Community License, Version 1.0	ECL-1.0	原文	置換	Mozilla Public License 2.0	MPL-2.0	原文	人気	自由	wxWindows Library License	WXwindows	原文	再不	自由
Eiffel Forum License V1.0	EFL-1.0	原文	置換	Mulan Permissive Software License v2	MulanPSL-2.0	原文	国際		X.Net License	Xnet	原文	重複	
Eiffel Forum License V2.0	EFL-2.0	原文	重複	Multics License	Multics	原文	再不		Zope Public License 2.0	ZPL-2.0	原文	再不	自由
Entessa Public License	Entessa	原文	再不	NASA Open Source Agreement 1.3	NASA-1.3	原文	特定	不自由	zlib/libpng license	Zlib	原文		自由
EU DataGrid Software License	EUDatagrid	原文	再不	Naumen Public License	Naumen	原文	再不						
Fair License	Fair	原文	重複	Nethack General Public License	NGPL	原文	再不						
Framework License	Framework-1.0	原文	再不	Nokia Open Source License	Nokia	原文	再不	非両立					
GNU Affero General Public License version 3	AGPL-3.0	原文		NTP License	NTP	原文							

● OSI区分: OSIのライセンス定義委員会による区分

人気、広く一般的に使用されているが、その権利がコミュニティに与えられているライセンス



OSS License
Checked!

Orchestrating a brighter world



日本語参考訳について (2/3)

内容を理解するために、日本語参考訳を活用しましょう…**個々のサイトを優先**
FreeBSDプロジェクト <https://www.freebsd.org/ja/copyright/freebsd-license/>



- » [FreeBSD とは](#)
- » [特徴](#)
- » [Applications](#)
- » [プロモーション活動](#)
- » [マーケティング活動](#)
- » [Administration](#)
- » [News](#)
- » [イベント](#)
- » [Press](#)
- » [Multimedia](#)

The FreeBSD Copyright

訳注：以下は FreeBSD の license の原文です。

Copyright 1992-2020 The FreeBSD Project.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTHOR AND CONTRIBUTORS ``AS IS'' AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DAMAGES OR OTHER LIABILITY, WHETHER IN TORT, CONTRACT, OR OTHERWISE.

以下の日本語訳は参考のために添付したものです。英語版だけが法的に有効であることに注意してください。

Copyright 1992-2020 The FreeBSD Project.

ソースコード形式であれバイナリ形式であれ、変更の有無に関わらず、以下の条件を満たす限りにおいて、再配布および使用を許可します：

1. ソースコード形式で再配布する場合、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を必ず含めてください。
2. バイナリ形式で再配布する場合、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を、配布物とともに提供される文書 および/または他の資料に必ず含めてください。

本ソフトウェアは THE FREEBSD PROJECT によって、“現状のまま” 提供されるものとします。本ソフトウェアについては、明示黙示を問わず、商用品として通常そなえるべき品質をそなえているとの保証を、特定の目的に適合するとの保証を含め、何の保証もされません。事由のいかんを問わず、損害登

日本語参考訳について (3/3)

内容を理解するために、日本語参考訳を活用しましょう…**個々のサイトを優先**

FAQ/ja - PostgreSQL wiki : <https://wiki.postgresql.org/wiki/FAQ/ja>

2.6 PostgreSQL のライセンスはどうなっていますか？

PostgreSQL のライセンスはどうなっていますか？

PostgreSQL は下記のライセンスに従います。

PostgreSQL は、そのコードが好きな方法で配布されています。

```
PostgreSQL Database Management System
(formerly known as Postgres, then as Postgres95)

Portions Copyright (c) 1996-2011, PostgreSQL Global Development Group

Portions Copyright (c) 1994, The Regents of the University of California

Permission to use, copy, modify, and distribute this software and its
documentation for any purpose, without fee, and without a written agreement
is hereby granted, provided that the above copyright notice and this
paragraph and the following two paragraphs appear in all copies.
```

POSTGRESQL データベース管理システム

部分的著作権 (c) 1996-2011, PostgreSQL国際開発グループ
部分的著作権 (c) 1994-1996 カリフォルニア大学本校

本ソフトウェアおよびその文書一式は上記の著作権表示と、この文章およびこれに続く二つの段落が全ての複製に添付されている限りにおいて、使用、複製、修正および配付の許可を、いかなる目的であっても、無償でかつ同意書無しに行なえることをここに認めます。

カリフォルニア大学は、いかなる当事者にたいしても、利益の損失を含む、直接的、間接的、特別、偶然あるいは必然的にかかわらず生じた損害について、たとえカリフォルニア大学がこれらの損害について訴追を受けていたとしても、一切の責任を負いません。

カリフォルニア大学は、商用目的における暗黙の保証と、特定目的での適合性に関してはもとより、これらに限らず、いかなる保証も放棄することを明言します。以下に用意されたソフトウェアは「そのまま」を基本原理とし、カリフォルニア大学はそれを維持、支援、更新、改良あるいは修正する義務を負いません。

〔訳注：
著作権に関する正文は上記の英語による表記です。日本語訳はあくまで参考程度としてください。

〕



OSS License
Checked!

Orchestrating a brighter world

NEC

MITライセンス

- ◆MIT (マサチューセッツ工科大学) で開発された X Window System のライセンス
- ◆Xライセンス / BSDライセンス (の一種) と呼ばれる。
- ◆それを真似たライセンスが無数に。OSI の雛型が標準的扱い。
- ◆日本語参考訳 <<https://licenses.opensource.jp/MIT/MIT.html>>

Copyright (c) <year> <copyright holders> ①著作権表示

以下に定める条件に従い、本ソフトウェアおよび関連文書のファイル（以下「ソフトウェア」）の複製を取得するすべての人に対し、ソフトウェアを**無制限に扱うことを無償で許可します**。これには、ソフトウェアの複製を使用、複写、変更、結合、掲載、頒布、サブライセンス、および/または販売する権利、およびソフトウェアを提供する相手に同じことを許可する権利も無制限に含まれます。 ②許諾する内容

上記の著作権表示および本許諾表示を、ソフトウェアのすべての複製または重要な部分に記載するものとします。 ③表示について:許諾条件

ソフトウェアは「現状のまま」で、明示であるか暗黙であるかを問わず、何らの保証もなく提供されます。ここでいう保証とは、商品性、特定の目的への適合性、および権利非侵害についての保証も含みますが、それに限定されるものではありません。作者または著作権者は、契約行為、不法行為、またはそれ以外であろうと、ソフトウェアに起因または関連し、あるいはソフトウェアの使用またはその他の扱いによって生じる一切の請求、損害、その他の義務について何らの責任も負わないものとします。

④免責条項

二条項BSDライセンス

- ◆UCB(カルフォルニア大学バークレー校)で開発されたバークレー版Unixなどのソフト群BSD(Berkeley Software Distribution)のライセンス。四条項、三条項などもあった。
- ◆UCB外で、それぞれを真似たライセンスが多数。
- ◆日本語参考訳<<https://licenses.opensource.jp/BSD-2-Clause/BSD-2-Clause.html>>

Copyright <年> <著作権者>

①著作権表示

ソースコード形式かバイナリ形式か、変更するかどうかを問わず、以下の条件を満たす場合に限り、再頒布および使用が許可されます。

1. ソースコードを再頒布する場合、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記免責条項を含めること。
2. バイナリ形式で再頒布する場合、頒布物に付属のドキュメント等の資料に、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記免責条項を含めること。

②条文本体

本ソフトウェアは、著作権者およびコントリビューターによって「現状のまま」提供されており、明示黙示を問わず、商業的な使用可能性、および特定の目的に対する適合性に関する暗黙の保証も含め、またそれに限定されない、いかなる保証もありません。著作権者もコントリビューターも、事由のいかんを問わず、損害発生の原因いかんを問わず、かつ責任の根拠が契約であるか厳格責任であるか（過失その他の）不法行為であるかを問わず、仮にそのような損害が発生する可能性を知らされていたとしても、本ソフトウェアの使用によって発生した（代替品または代用サービスの調達、使用の喪失、データの喪失、利益の喪失、業務の中断も含め、またそれに限定されない）直接損害、間接損害、偶発的な損害、特別損害、懲罰的損害、または結果損害について、一切責任を負わないものとします。

③免責条項

条文に分かれていないとMITライセンスと称する事が多いが、

◆ PostgreSQLライセンス

似たライセンスの総称に使われている

本ソフトウェアおよびその文書一式は上記の**著作権表示**と、**この文章**および**これに続く二つの段落**が全ての複製に添付されている限りにおいて、使用、複製、修正および配付の許可を、いかなる目的であっても、無償でかつ同意書無しに行なえることをここに**認めます**。

カリフォルニア大学は、(以下省略)



**ほぼ同じ許諾条件だが、
文章も構成もかなり異なる**

◆ MITライセンス(再掲)

以下に定める条件に従い、本ソフトウェアおよび関連文書のファイル（以下「ソフトウェア」）の複製を取得するすべての人に対し、ソフトウェアを無制限に扱うことを無償で**許可します**。これには、ソフトウェアの複製を使用、複写、変更、結合、掲載、頒布、サブライセンス、および/または販売する権利、およびソフトウェアを提供する相手に同じことを許可する権利も無制限に含まれます。

上記の**著作権表示**および**本許諾表示**を、ソフトウェアのすべての複製または重要な部分に記載するものとします。

ソフトウェアは(以下省略)

GNU General Public License (GNU GPL)^(1/2)

- ◆ GNUプロジェクトで開発されたソフトウェアのライセンスの一つ。
- ◆ GNU以外でも, Linux, Samba, MySQLなど多数で使われている。
- ◆ GPLv3が出ているが、LinuxカーネルはGPLv2のまま。

Linus Torvalds氏は、移行のメリットが無いと。

- ◆ 二条項BSDライセンスとGNU GPLv2の条項対応

二条項BSDライセンス	GNU GPLv2
第1条 ソースコードの再頒布の条件	第1条 ソースコードの複製物を そのまま頒布する条件
	第2条 『ソフトウェア』を基にした 著作物の頒布の条件
第2条 バイナリ形式での再頒布の条件	第3条 オブジェクトコードないし 実行形式での頒布の条件

- ◆ 日本語参考訳<<https://licenses.opensource.jp/GPL-2.0/GPL-2.0.html>>

GNU General Public License (GNU GPL)_(2/2)

◆バイナリ形式での再頒布条件に『ソース開示』が追加。

◆『ソース開示』:GPLv2の以下の条件の選択肢をここでは指す

a)ソフトウェアにソースコードを添付すること。

b)ソフトウェアにソースコードを提供する旨の申し出を添付すること。

◆この条件が追加されたことにより、

受け取った人も改変可能になる(改変の自由)

オープンソースの定義(OSD)

- ◆ 1998年、OSI (Open Source Initiative) が定義
- ◆ 「オープンソースのライセンスのひな型」ではない
- ◆ 文字通り、「オープンソースの定義」であって
「オープンソースライセンスの定義」ではない
- ◆ 公開されたソフトウェアを、

開発者が対象で
プログラムを公
開するときの話

そんなものは存在しない

「オープンソース」と呼べるか否かの判断基準

- 極端な例でいえば、

BSDライセンスが付いて公開されたソフトウェアでも

バイナリのみでの公開であればオープンソースと呼べない という定義

「そういうライセンスを付ければ、オープンソースになる」わけじゃない

以上、
オープンソースのライセンスの例
を見てきましたが、
何かご質問はありますでしょうか？

なぜ、OSSにライセンスが付いているのか？

◆ソフトウェアは、ほぼ世界中の国々の著作権法で保護されているから。

◆無料で公開されたソフトウェアは自由に使ってよい？

- 開発者に無断で再頒布することは著作権法に違反する
- 開発者が**再頒布の許諾**として付けているのがGPL等**ライセンス**
- ライセンスが付いていないと誰も再頒布できない

前出のOSDは、開発者が対象

受領者が対象で
プログラムを再頒布するときの話

著作権法のポイント - ①どの国の著作権法？

主なオープンソースも、主なライセンスも米国製

米国著作権法の理解が必要？

米発OSSでも日本で利用するなら日本国著作権法で保護

ベルヌ条約(内国民待遇)

輸出する場合は輸出先の著作権法

大体は、ベルヌ条約で各国著作権法の整合が取れている

著作権法のポイント②ライセンスを決めるのは誰？

プログラム開発者（著作者）

業務で開発したプログラムの著作者は自動的に会社(法人)

オープンソースの再頒布は著作権の一つ「複製権の行使」

複製権は著作者が専有する(著作権法で定義)

その許諾と条件であるライセンスを決める**権利は著作者にある**

だから、「オープンソースライセンスの定義」など存在しない

著作権法のポイント③二次的著作物のライセンス(1/3)

二次的著作物：GPLなどでは、派生物、派生著作物とよばれる

改変したプログラム、または取り込んだプログラム

元のプログラム：**原著作物**ともいう

二次的著作物の著作者は、改変した開発者(二次的著作者)

二次的著作物のライセンスを決める権利は二次的著作者にある？

著作権法のポイント③二次的著作物のライセンス(2/3)

二次的著作物の権利は、著作権法上、次のように制限される

①再頒布する二次的著作物を公に開発するには、

元著作者の許諾が必要(第27条)

原著作者指定のライセンス条件を満たす必要がある。

②二次的著作物が有する権利は,原著作者にも与えられる(第28条)

二次的著作物で新たに発生した権利も原著作者に与えられる。

③二次的著作物は原著作者の権利に影響を及ぼさない(第11条)

原著作者が示したライセンス条件は何ら変更されない。

著作権法のポイント③二次的著作物のライセンス(3/3)

二次的著作物の権利は、著作権法上、いろいろ制限されるから

思い通りのライセンス条件を付けるためには、

原著作物としてソフトウェアを開発する必要がある

Richard M. Stallman氏も**GNUプロジェクト**で、

原著作物を創作する活動を始めたのだろう

※GPLだろうが、原作者の権利(ライセンス)を変えられない

以上、
ライセンスの基となる著作権について
を見てきましたが、
何かご質問はありますでしょうか？

ライセンス視点でのオープンソースの使い方

◆オープンソースの自由、つまり、できることは4つのレベル

レベル1: ソフトウェアの実行

レベル2: ローカルな複製・改変

レベル3: 企業グループ内での複製・改変

レベル4: 外部に再頒布

オープンソースを使おうとしたとき、著作権侵害しないように、
自分がどのレベルで使おうとしているのか**自覚**が必要

レベル1：ソフトウェアの実行

◆ダウンロードなどして入手したオープンソースの実行は、
著作権行使ではない

■Linuxカーネルの実行

■GNU GCCで商用ソフトウェアの実行形式を作成

⇒ライセンス条件を満たす必要が無い

レベル2：ローカルな複製・改変

◆DLしたオープンソースを自マシンで動くように改変：よくある

『著作権の制限』で著作権行使にならない

- 「私的使用のための複製」(第30条)が難しいとしても
- 「プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等」(第47条の三)など

⇒ ライセンス条件を満たす必要が無い

レベル3：企業グループ内での複製・改変

- ◆書籍を社内だからといってコピーを配っては、著作権侵害
- ◆OSSの改変版を社内で広く共有して使うことはよくあるのは？

⇒著作者である開発者が**暗黙に許諾**している状態

許諾理由の推測

- 複製は、公開されたものをダウンロードすれば同じだし
 - 改変も社内で閉じているならノウハウが見えるわけでもなし
 - 問題があれば、社内で解決すればいい話…とか
- ◆そう思っているであろう開発者が多いだけで保証はない
 - ◆が、**許諾していないならば、サイトに明記**されるでしょう

例えば クラウドサービスとGNU AGPLv3

◆**企業グループ内での複製・改変を許さない**場合の一例:AGPL

◆**こういう意図かな？**

- クラウドなどでサービス提供は社内の問題と言い難い
- 改変していなければ、ダウンロードすれば同じだが
- 改変していても複製しなければ著作権行使していないが
- 改変したものを複製**して大規模にサービスを提供している場合、
ただ乗り(FreeRide)感が強く、これを防げないか

◆**サービス利用者に対してもソースコードを提供する条件**を加えた

◆**商用ソフトウェアのお試し版ライセンスのように扱うのが妥当か**

レベル4：外部に再頒布

- ◆生産(**複製**)する製品の販売**は、著作権の行使**
- ◆**機能的に使っているか否かは関係無い**
- ◆複製されるものにオープンソースが含まれていれば著作権行使
- ◆ライセンス条件を満たしていなければ著作権侵害
- ◆含まれているオープンソースの再頒布条件を確認し、
条件を満たすよう対応しましょう

以上、
オープンソースのライセンス的扱い方について
を見てきましたが、
何かご質問はありますでしょうか？

残りは、書籍にて、ご確認ください。
<https://c-r.com/book/detail/1416>

良書の出版を通じて人が暮らしやすい社会作りに貢献します。

C&R研究所 We contribute to rich society through publication of good books. 株式会社 C&R研究所

HOME 書籍紹介 データ館 読者の広場 書店様向け 会社概要 採用情報 お問い合わせ

HOME > 書籍紹介 > プログラミング > 書籍詳細

書籍紹介

商品検索

検索

- ▶ 書籍TOP
- ▶ プログラミング
- ▶ IT読み物
- ▶ ハードウェア
- ▶ アプリケーション活用
- ▶ Windows関連
- ▶ 数学・統計
- ▶ ブログ・インターネット
- ▶ グラフィックソフト
- ▶ サイエンス
- ▶ 自己啓発
- ▶ マネー・投資
- ▶ 会計・法律
- ▶ 経営・経理・人事
- ▶ 資格・就職・転職
- ▶ マーケティング
- ▶ 実用書・雑学書
- ▶ 素材集・ぬり絵・アート
- ▶ スマートパブリッシング
- ▶ その他

- ▶ 外部リンク

オープンソースの教科書

本書では、いまでは当たり前になった「オープンソース」について、さまざまな視点で丁寧に解説しています。オープンソースとは何か、歴史、ライセンス、オープンソースを利用したビジネス、オープンソースの事例など、概要がわかる1冊になっています。



■ 商品名：
オープンソースの教科書 **NEW!!**

■ 価格：1,820円＋税

■ ISBNコード：978-86354-358-4

■ 本のサイズ：A5判／ソフトカバー

■ 著者：宮原 徹／姉崎 章博／監修：OSP

ツイート いいね！

いいね！ 0

amazon.co.jp amazonで購入

本の森.JP 本の森.JPで購入

『オープンソースの教科書』の印税は、

微々たるものらしいですが、

OSC事務局運営の足しになるそうです。

皆様のご協力をよろしくお願いします。

OSSライセンスを正しく理解するための本

もっと、
しっかり理解
したい方には

OSS ライセンス

Understand the Open Source
Software License Correctly

を正しく理解
するための本

姉崎章博 著



本書では、OSSライセンスを正しく理解するために著作権を主眼点において解説しています。プログラマーは、文字をつづってプログラムという著作物を創作するという点においては、文芸作品を創作する作家と同じように著作権を意識する必要があります。

著作権について理解してから、OSSライセンスについて理解する、そのような段階を踏んで理解することが苦手な人もいるでしょう。そこは少々我慢して、一つひとつ理解を進めましょう。短絡的な表現はわかりやすいかもしれませんが、特定の場合にしか当てはまらない、または、どの場合にも当てはまらない表現であることが少なくありません。そのような表現で「わかったつもり」になってしまえば、間違った前提で理解を進めてしまいがちです。

(序文より抜粋)

敷居が高い方には
3時間×2回の有償
講義もあります

著作権が理解できれば、
OSSライセンスも理解できる!

誤解されがちなOSSライセンスを「正しく」理解し、無用のトラブルを避け、OSSを活用するための1冊! OSSライセンスのコンサルティングに長年取り組んでいる著者が丁寧に解説!  C&R研究所

C&R研究所について

C&R研究所は新潟市にある出版社です。ユニークな社風や教育方針は新聞やテレビなどで紹介されたりします。詳細については、次のWebサイトでご覧いただくことができます。

www.c-r.com

また、新潟本社には2代目会社犬「ラッキー」がいます。名刺を持つ正式な社員として広報部に勤務しつつ、セラビードッグとして社内のメンタルヘルスにも貢献しています。



<https://www.c-r.com/book/detail/1425>



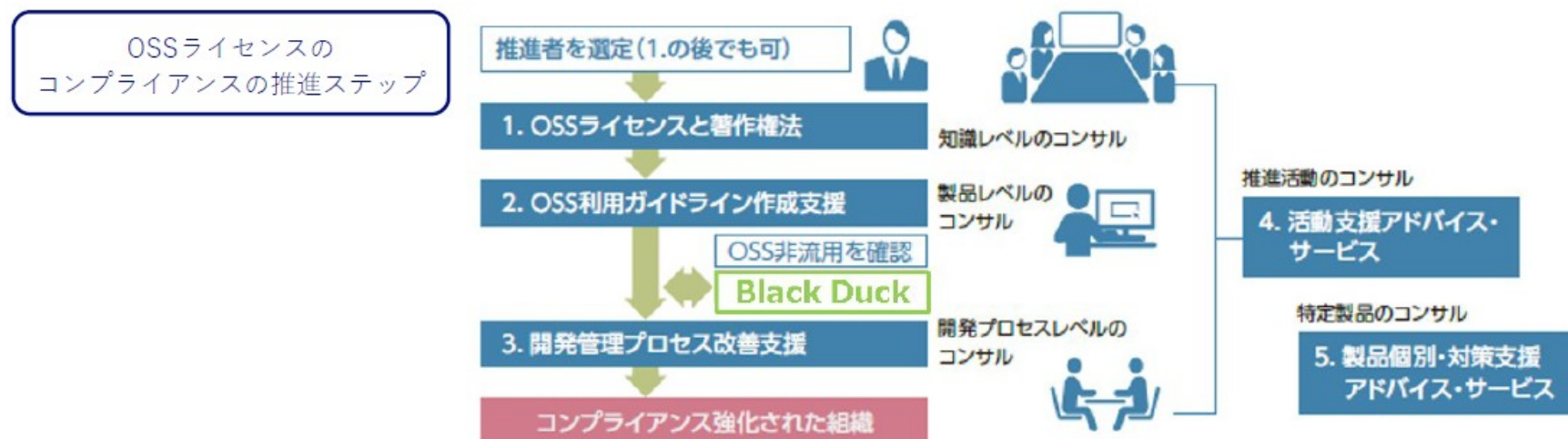
Orchestrating a brighter world

NEC

OSSライセンスコンサルティング

<https://jpn.nec.com/oss/osslc/>

1.	OSSライセンスと著作権法講義	「なんとなくしか知らなかったGPLが目から鱗」と好評な著作権法からOSSライセンスをお話しする講義です
2.	OSS利用ガイドライン作成支援	実製品で利用OSSを例に、OSSライセンスの正しい理解・解釈の仕方及び対策のガイドラインの作成をご支援します
3.	開発管理プロセス改善支援	開発または品質管理システムにチェックポイントを組み込み、統制の取れた開発管理・品質管理標準の改善をご支援します
4.	活動支援アドバイス・サービス	御社の特定のOSSライセンス・コンプライアンス活動に対して、年間を通じて、アドバイスをご支援するサービスです
5.	製品個別・対策支援アドバイス・サービス	御社の特定の製品に対して、目視あるいはツールを利用した結果、認識されたOSSライセンス違反に対して、アドバイスを提供します



まずは、**無料セミナー：オンライン**をご利用ください
a-anezaki@nec.com まで、ご相談ください

- ◆ タイトル：OSSライセンスと著作権法のポイント
～正しいOSSライセンスの理解の仕方～
- ◆ 時間：1.5時間 – 1時間超のセミナー、サービス紹介と質疑応答
(1-2名から数十名でも可)
- ◆ 講師：NEC OSS推進センター 姉崎 章博
- ◆ スライド概要
テキスト：<https://jpn.nec.com/oss/osslic/doc/PointOfOSSlicenseAndCopyrightLaw16up.pdf>
 - フリーソフトウェアとOSSの概史
 - OSSライセンスはどんな条件が書かれているのか
 - OSSライセンスの位置づけ
 - OSSライセンスとソフトウェアライセンス(ex.EULA)との違い
 - 2009年12月、14社がGPL違反で提訴された
 - GPLv2 第3条の読み方
 - GPLは契約ではないならば、何か？
- ◆ 無料の理由：**企業・コミュニティ・弁護士問わず、都市伝説を語る人が多いため。**
一度聞いてもらわないと、有償の価値をわかってもらいにくい。

以上、
となりますが、
何かご質問はありますでしょうか？

Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、
誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。



\Orchestrating a brighter world

NEC